

可児市 介護予防・日常生活支援総合事業費

単位数サービスコード表 (令和8年6月施行版)

1	A2 訪問介護相当サービス サービスコード表	1
	(可児市の訪問介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、訪問介護相当サービスを提供した場合。)	
2	A2 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表	2
	(可児市の訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合。)	
3	A6 通所介護相当サービス サービスコード表	3
	(可児市の通所介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、通所介護相当サービスを提供した場合。)	
4	A6 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表	4
	(可児市の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合。)	
5	AF 介護予防ケアマネジメント サービスコード表	5

A2
 訪問介護相当サービス用

可児市 介護予防・日常生活支援総合事業費
 （可児市の訪問介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、訪問介護相当サービスを提供した場合に適用する。）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠⅠ・日割		1,176単位 日割の場合	39 単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅠ2		(2) 1週に2回程度の場合		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅠ2・日割		2,349単位 日割の場合	77 単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅠ3		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅠ3・日割		3,727単位 日割の場合	123 単位	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅠ	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合		-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅠ・日割		12 単位減算 日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ2		(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ2・日割		23 単位減算 日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ3		(3) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ3・日割		37 単位減算 日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅠ	業務継続計画未策定減算	(1) 1週に1回程度の場合		-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅠ・日割		12 単位減算 日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ2		(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ2・日割		23 単位減算 日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ3		(3) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ3・日割		37 単位減算 日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者等に行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の15%加算	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200 1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50 月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算	1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算	
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算	

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードです。

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

A2
 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）用

可児市 介護予防・日常生活支援総合事業費

（可児市の訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）の事業者指定を受けた事業者で、訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）を提供した場合に適用する。）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合			941	1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービス／211・日割		941単位	日割の場合	31	単位	31	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス／212		(2) 1週に2回程度の場合			1,879	1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス／212・日割		1879単位	日割の場合	62	単位	62	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス／213		(3) 1週に2回を超える程度の場合			2,982	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス／213・日割		2982単位	日割の場合	98	単位	98	1日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合			-9	1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算211・日割				9	単位減算	-9	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算212			(2) 1週に2回程度の場合			-19	1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算212・日割				19	単位減算	-19	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算213			(3) 1週に2回を超える程度の場合			-30	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算213・日割				30	単位減算	-30	1日につき
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合			-9	1月につき
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算211日割				9	単位減算	-9	1日につき
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算212			(2) 1週に2回程度の場合			-19	1月につき
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算212日割				19	単位減算	-19	1日につき
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算213			(3) 1週に2回を超える程度の場合			-30	1月につき
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算213日割				30	単位減算	-30	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算			
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の15%加算			1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の10%加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算		1日につき	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算				200単位加算	200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ホ口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ヘ 介護職員等処遇改善加算			(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算	1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2				(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2				(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ				(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ				(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算		

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、訪問型サービス（現行相当サービス提供）のコードと同じです。

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

(可児市の通所介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、通所介護相当サービスを提供した場合に適用する。)

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色又は赤字→変更
- ・灰色→廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービスⅠ・人欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援Ⅰ	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービスⅠ日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービスⅡ・人欠		事業対象者・要支援Ⅱ	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービスⅡ日割・人欠			119単位		83	1日につき

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色又は赤字→変更
- ・灰色→廃止

A6 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）用

可児市 介護予防・日常生活支援総合事業費

（可児市の通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）の事業者指定を受けた事業者で、通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）を提供した場合に適用する。）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				緩和	算定単位	
種類	項目								
A6	1211	通所型独自サービス／211	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1,618	1月につき	
A6	1212	通所型独自サービス／211・日割			1,618 単位	日割の場合	53 単位	53	1日につき
A6	1221	通所型独自サービス／212		事業対象者・要支援2			3,259	1月につき	
A6	1222	通所型独自サービス／212・日割			3,259 単位	日割の場合	107 単位	107	1日につき
A6	C221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	16 単位減算	-16	1月につき	
A6	C222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／211・日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		事業対象者・要支援2	33 単位減算	-33	1月につき		
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212・日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算／211	業務継続計画未策定減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	16 単位減算	-16	1月につき	
A6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算／211・日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算／212		事業対象者・要支援2	33 単位減算	-33	1月につき		
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算／212・日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算			1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算			1日につき
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算／21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算／22			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5622	通所型独自送迎減算／2	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき	
A6	5020	通所型独自生活上グループ活動加算／2	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／2	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240		
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／2	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50		
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算／2	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200		
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／2	ト 口腔機能向上加算		(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／2			(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算／2	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480		
A6	6021	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／21	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位	88		
A6	6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／22			事業対象者・要支援2	176単位	176		
A6	6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／21			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／22				事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／21			(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／22				事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ヌ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100		
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／2	ル 口腔・栄養スクリーニング加算		(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／2			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5		
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／2	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上的場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の111/1000 加算			
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の120/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の109/1000 加算			
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の118/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の99/1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の83/1000 加算			
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の117/1000 加算			
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の127/1000 加算			
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の115/1000 加算			
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の125/1000 加算			
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の105/1000 加算			
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の89/1000 加算			

【色分けルール】
・水色→新設
・黄色又は赤字→変更
・灰色→廃止

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8004	通所型独自サービス／211・定超	イ1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618単位	定員超過の場合 ×70%	1,133	1月につき
A6	8005	通所型独自サービス／211日割・定超			53単位		37	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス／212・定超		事業対象者・要支援2	3,259単位		2,281	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス／212日割・定超			107単位		75	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9004	通所型独自サービス／211・欠	イ1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618単位	看護・介護職員が欠 員の場合×70%	1,133	1月につき
A6	9005	通所型独自サービス／211日割・欠			53単位		37	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス／212・欠		事業対象者・要支援2	3,259単位		2,281	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス／212日割・欠			107単位		75	1日につき

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、通所型サービス（現行相当サービス提供）のコードと同じです。

【色分けルール】
・水色→新設
・黄色又は赤字→変更
・灰色→廃止

AF **介護予防ケアマネジメントサービスコード表**

可見市 介護予防・日常生活支援総合事業費

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			単位数	算定単位	
種類	項目							
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2	442単位		442	1月につき	
AF	2114			高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	438単位			438
AF	2115				業務継続計画未策定減算	4単位減算		434単位
AF	2116			業務継続計画未策定減算		4単位減算		438単位
			442単位					
AF	4001	介護予防ケアマネジメントA 初回加算	ロ 初回加算		300単位加算	300		
AF	4002	介護予防ケアマネジメントA 委託連携加算	ハ 委託連携加算		10単位加算	10		
AF	4003	介護予防ケアマネジメントA 居宅委託連携加算	ニ 居宅委託連携加算		290単位加算	290		
AF	4004	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算	所定単位数の21/1000加算 ※所定単位数の21/1000に相当する単位数を4つの中からいずれかを選択。	9単位加算	9		
AF	4005	介護職員等処遇改善加算Ⅱ			15単位加算	15		
AF	4006	介護職員等処遇改善加算Ⅲ			16単位加算	16		
AF	4007	介護職員等処遇改善加算Ⅳ			22単位加算	22		
AF	2113	介護予防ケアマネジメントC	ヘ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2 要介護1・2・3・4・5			510		

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止